

●香川県告示第408号

平成12年香川県告示第349号（香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等）の一部を次のように改正する。

平成24年8月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
1 略					1 指定区間及び市街地区間は、次のとおりとする。				
(1) 道路					(1) 道路				
名称	指定区間	市街地区間			名称	指定区間	市街地区間		
		地域	始点	終点			地域	始点	終点
1～61 略					1～61 略				
62 善通寺市道生野原線	略				62 善通寺市道生野原線	略			
63 観音寺市道室本八幡線	観音寺市室本町字瀬戸内県道丸亀詫間豊浜線との交点から同市八幡町1丁目内県道丸亀詫間豊浜線との交点に至る区間								
(2) 鉄道 略					(2) 鉄道 略				
2・3 略					2・3 略				